(仮称) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 見附市子ども・子育て条例(以下「条例」という。)の制定に向けて、広く市民の意見を聴取し、必要な提言を得るため、(仮称) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を提言する。
  - (1) 条例の基本的な考え方に関すること。
  - (2) 条例に盛り込む内容等に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、各種団体関係者、公募による市民その他適当と認める 者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項についての協議結果を 提言する日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。